平成２３年（フ）第２９８号
沖縄県沖縄市美原４丁目22番12号　ピュアパルクＡ―303号室
債務者　宮城　隆太
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月22日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１６０３号
東京都町田市山崎町2200番地山崎団地２―８―504
債務者　佐藤　昌弘
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１６１０号
東京都町田市本町田2524番地１公社住宅ハ18―204
債務者　小倉　洋子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６２４号
静岡県浜松市西区白洲町3350番地の４
債務者　石野　悟央
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第６２６号
静岡県浜松市北区三ヶ日町福長1215番地の34、前住所愛知県豊橋市細谷町字坂東堀123番地の５
債務者　遠藤　　誠
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第６１号
島根県邑智郡邑南町中野3598番地19　幸米団地216号
債務者　平子長三郎
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月27日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

平成２３年（フ）第２９８号
長崎県佐世保市花高４丁目13番９号
債務者　大串　百代
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第４２６号
千葉市中央区道場南２―15―８―401　伊東方、住民票上の住所千葉市中央区仁戸名町682番地65
破産者　油石　英三
1　決定年月日　平成23年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２０５号
千葉市花見川区検見川町３丁目316番地25　御園生マンション302号
破産者　高谷　　誠
1　決定年月日　平成23年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４９４号
岩手県久慈市大川目町８地割29、住民票上の住所千葉市稲毛区天台２丁目12番７号
破産者　黒田　邦彦
1　決定年月日　平成23年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８１９号
千葉市花見川区花園３丁目２番15号
破産者　石橋恵美子
1　決定年月日　平成23年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０５２号
千葉県船橋市高根台３丁目３番244棟307号
破産者　天間　光雄
1　決定年月日　平成23年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０６１号
千葉県市川市行徳駅前４丁目11番21―305号　インテルメッツォ青山
破産者　大木　友加
1　決定年月日　平成23年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０８３号
千葉市緑区あすみが丘７丁目19番地19
破産者　川代　京子
1　決定年月日　平成23年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９４８号
千葉県八千代市大和田新田453番地126
破産者　野崎　順理
1　決定年月日　平成23年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４７５号
千葉市若葉区桜木３丁目７番64号　フラット桜木101号
破産者　小檜山　昇
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５３６号
東京都港区新橋６丁目９番７号
破産者　株式会社ディ・エス・ティ
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係